

静岡労働局公正採用選考人権啓発推進員設置要綱

1 目的

職業安定行政の課題である国民の職業選択の自由、就職の機会均等を確保し、雇用の促進を図るためには、雇用主が同和問題をはじめとする人権問題についての正しい理解と認識のもとに、公正な採用選考を行うことが必要である。

このため、一定規模以上の事業所等について、公正採用選考人権啓発推進員（以下「推進員」という。）の設置を図り、推進員に対し計画的・継続的な研修等を行って、当該事業所における公正な採用選考システムの確立のために必要な知識、理解及び認識を深めることを目的とする。

2 推進員設置対象事業所

原則として次の基準に該当する事業所を推進員を設置する事業所として選定するものとする。

- (1) 常時使用する従業員の数が80人以上である事業所（(3)を除く。）
- (2) 常時使用する従業員の数が80人未満であって、次のいずれかに該当する事業所（(3)を除く。）
 - ① 就職差別事件又はこれに類する事象を惹起した事業所
 - ② 事業主自らが自発的に推進員を設置する事業所
- (3) 常時使用する従業員の人数にかかわらず、職業紹介事業又は労働者派遣事業を行う事業所

3 推進員の選任基準

推進員は、原則として人事担当責任者等採用・選考に関する事項について相当の権限を有する者から1事業所につき1名を選任するものとする。

ただし、事業所の規模等により推進員の補助者を複数選任することも差し支えないものとする。

4 推進員の役割

推進員は、国民の就職の機会均等を確保するという視点に立って、次の事項について中心的な役割を果たすものとする。

- (1) 公正な採用選考システムの確立を図ること。
- (2) 職業安定行政機関との連携に関すること。
- (3) その他当該事業所において必要とする対策の樹立及び推進に関すること。

5 推進員の選任状況の把握

公共職業安定所長は、推進員の選任を行った事業主から「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書」（別添）により、報告を求めるものとする。

なお、推進員を設置した事業所で、当該推進員に変更があった場合には、事業主は「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書」（別添）により、推進員の変更を報告するものとする。

6 推進員に対する研修等の実施

静岡労働局及び公共職業安定所は、推進員に対しその役割を果たすために必要な研修等を実施するものとし、必要に応じて関係行政機関等の協力を要請するものとする。

附則 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

平成14年4月1日一部改正

令和3年8月1日一部改正

公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書

【 新規 ・ 変更 】

氏 名	役 職	選 任 年 月 日
		年 月 日

【報告事由】・・・いずれかの番号に「○」印を付して下さい。

- 1 公正採用選考人権啓発推進員を、上記のとおり新たに選任しましたので報告します。
- 2 公正採用選考人権啓発推進員を、上記のとおり変更しましたので報告します。

令和 年 月 日

公共職業安定所長 殿

事業所所在地	〒												
事業所名													
事業主氏名													
電話番号									従業員数	人			
雇用保険適用 事業所番号													
※職業紹介事業 許可番号													
※労働者派遣事 業許可番号	派												

注意

- (1)推進員については、人事担当責任者など採用選考に関する事項について相当の権限を有する方の中から選任してください。
- (2)人事異動等により推進員が変更になった場合には、その都度速やかに変更報告を提出してください。
- (3)従業員数は、支店・営業所等で提出する場合は、支店・営業所内の人数を記入してください。
- (4)※欄については、該当する事業所のみご記入ください。